配当公告

大阪市中央区船越町一丁目六番六号
破産者　株式会社環境工学コンサルタント
右の者に対する大阪地方裁判所平成二十年(フ)第七一八一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
一般債権　金一、〇九〇、五四三、五一一円
一、配当することのできる金額
一般債権　金一五、〇九四、二八九円
平成二十四年十月二日
大阪市中央区北浜二丁目五番二三号小寺プラザ一二階　破産管財人　浦田　和栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道上川郡鷹栖町一一線八号六番地、最後の住所札幌市西区発寒四条四丁目七番一六号コーポ豊A―3号
被相続人　亡　中山　朋近
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十月二日
事務所旭川市末広四条六丁目七番八号弁護士法人千葉総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　万字　達

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩桃ヶ丘一四九番地五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　内木　秀樹
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十月二日
青森市長島二丁目一九番一一号　沼田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松本　史晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県岩瀬郡鏡石町中央一八八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山野邉伸一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十月二日
福島県郡山市菜根一丁目一七番一〇号
相続財産管理人　久保木孝一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区堀切四丁目二四番、最後の住所埼玉県春日部市小渕一〇四三番地一二
被相続人　亡　行方誠二郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十月二日
埼玉県越谷市南越谷四丁目二番二　エクレシア法律事務所
相続財産管理人　弁護士　茅沼　英幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市西五城字上切六四番地、最後の住所愛知県一宮市小信中島字郷北二九番地かるかや荘一一号
被相続人　亡　大江笑美子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十月二日
名古屋市中区丸の内二丁目二番七号丸の内弁護士ビル八〇三号黒澤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　黒澤　佳代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市北区西志賀町一丁目一一番地の二、最後の住所愛知県名古屋市北区西志賀町一丁目一一番地二
被相続人　亡　甲鳥　守
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十月二日
名古屋市中区丸の内一丁目七番二五号タワーオブストリングス五階尾関法律事務所
相続財産管理人　弁護士　尾関　信也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市浪速区塩草一丁目三番、最後の住所大阪市浪速区塩草一丁目一番二六―一〇六号
被相続人　亡　瀬部　敏子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十月二日
大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル九階
相続財産管理人　宮岡　寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市垂水区青山台七丁目一番、最後の住所神戸市垂水区清玄町六〇八番地の八五
被相続人　亡　岡田　政勝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十月二日
神戸市北区南五葉一丁目三番一九号シャトータカラ二〇五号
相続財産管理人　宮家　史子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市大久保町福田二丁目三六八番地、最後の住所神戸市長田区西尻池町一丁目三番二六―六一二号
被相続人　亡　三浦　重雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十月二日
神戸市中央区栄町通四丁目一番一二号日新ビル七〇一号
相続財産管理人　弁護士　山口　達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市長江一丁目三〇八番地、最後の住所広島県尾道市長江一丁目一六番三四号
被相続人　亡　奥山千代子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十月二日
広島県三原市糸崎七丁目一五番一号、事務所広島県三原市糸崎七丁目一八番一号
相続財産管理人　司法書士　安藤　由紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所広島県福山市津之郷町
以下不詳
被相続人　亡　高橋九兵衛
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十月二日
広島県福山市本庄町中二丁目六番四号
相続財産管理人　寺岡　宏展

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所広島県福山市津之郷町
以下不詳
被相続人　亡　土屋　粂七
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十月二日
広島県福山市本庄町中二丁目六番四号
相続財産管理人　寺岡　宏展

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県大島郡周防大島町大字小松一二二四番地、最後の住所山口県大島郡周防大島町大字小松一二九九番地二
被相続人　亡　貞廣　隆司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十月二日
山口県柳井市南町三丁目六―一一　Ｂｌｉｓｓ南町一階二階　あさかぜ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉岡　誠